平成23年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

児童虐待重大事例の分析(第2報)

研究代表者 共同研究者

増沢 高(子どもの虹情報研修センター)

川﨑二三彦(子どもの虹情報研修センター)

小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)

楢原 真也 (子どもの虹情報研修センター)

南山今日子(子どもの虹情報研修センター)

相澤林太郎 (子どもの虹情報研修センター)

長尾真理子 (子どもの虹情報研修センター)

山邊沙欧里(子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成23年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

児童虐待重大事例の分析 (第2報)

子どもの虹情報研修センター

目 次

第Ⅰ部	児童虐待重大事例の分析	(第2報)

【1】はじめに ······ 2
【2】方法 ······ 3
1. 情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 情報の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表1-1 事例一覧(2006年~2010年) … 4
【3】結果(事例の詳細) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
1. 奈良県田原本町の事例(2006年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 北海道苫小牧市の事例(2007年発覚) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. 高知県南国市の事例(2008年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4. 埼玉県蕨市の事例(2008年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 奈良県奈良市の事例(2008年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6. 福岡市西区の事例(2008年) ・・・・・・・・・・・・・・・ 58
7. 岐阜県関市の事例(2008年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
8. 東京都練馬区の事例(2008年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
9. 大阪市西淀川区の事例(2009年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
10. 静岡市葵区の事例(2009年) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
11. 福岡市東区の事例(2009年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
12. 東京都江戸川区の事例(2010年) ・・・・・・・・・・・・・・ 132
13. 奈良市桜井市の事例(2010年) ・・・・・・・・・・・・・ 144
【4】考察
表1-2 検証報告書の概要(重大事例の分析第1報 11事例)・・・・・・・・・・・・・・・ 156
表1-3 検証報告書の概要 (本報告書 13事例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第Ⅱ部 2010年の児童虐待に関する文献一覧
表2-1 2010年の児童虐待に関する書籍(和書) ・・・・・・・・・・・・ 164
表2-2 2010年の児童虐待に関する書籍(訳書) ・・・・・・・・・・・・ 165
表2-3 2010年の児童虐待に関する雑誌特集号
表2-4 2010年の児童虐待に関する論文

5. 奈良県奈良市の事例(2008年)

(1) 報道による事件の概要・経過

ア)事件の概要(『朝日新聞』『読売新聞』2008年3月10日、『朝日新聞』3月14日ほか)

2008年3月9日、奈良県奈良市で、生後4か月の双子の次男(以下、本児)*9が、実父(29歳。以下、F)、実母(21歳。以下、M)による激しい暴力の末、心肺停止状態になり、4か月後に低酸素脳症による脳機能障害で死亡した(死亡時0歳8か月)。同様の虐待を受けた双子の実兄は、保護後に慢性硬膜下血腫で入院し、重い後遺症が残った。

本児と双子の実兄の2人は、ともに生後間もないころからF、Mによる激しい暴力を受け続けており、暴力は次第にエスカレートし、兄弟には暴行の跡が蓄積していた。3月9日早朝、本児の異変に気づいたFが病院に連れて行くも、本児は心肺停止状態で、身体には多数の骨折があった。病院は虐待の疑いがあるとして警察に通報した。F、Mは翌日の3月10日に殺人未遂容疑で逮捕された。実姉(当時1歳半)および双子の実兄は保護され、その後実兄は乳児院に入所し、実姉は児童養護施設に入所した。

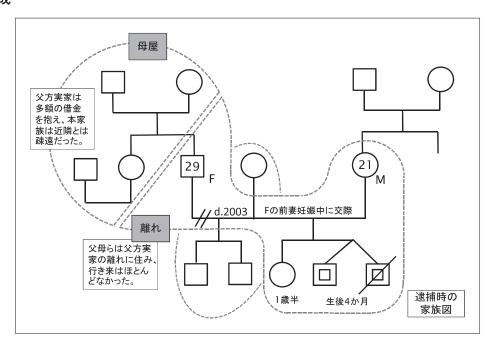
本事例は、関係機関の関与がなく、家庭内で起きていた虐待が周囲に知られることのないまま発生した事件であった。当時兄弟ともに4か月健診の対象期間が終了する間際で未受診であった。FからMへのDVも疑われたが、今回収集した報道記事からは明らかにならなかった。

本事例は「乳幼児ゆさぶり症候群Shaken Baby Syndrome」(以下、SBS) が傷害致死として認められるかということも争点の一つであったが、その結果についての報道は見つけられなかった。

イ) 事件発生時の家族構成

- · F (29歳) 無職
- · M (21歳) 無職
- · 実姉(1歳半)
- ・実兄(4か月)
- ・本児(4か月)

事件当時、F、M、 実姉、双子の実兄、本 児の5人でFの実家の 離れで暮らしていた。 敷地内には、Fの両親、 Fの姉夫婦が住んでい たが、離れへはFより 立入りを拒まれ、同じ



^{*9} 今回収集した本事例に関する新聞記事を含む文献には、被害児の実名は公表されていなかった。

敷地内にいながらも異変に気付かなかった。

◎事件前のF、Mに関する情報

○Fの成育歴に関する情報

- ・中学生の頃から目立つタイプで、高校のときは優秀なクラス。あいさつもきちんとできるし、親が離婚した友人を気にすることもあった。この頃家族は仲良かった(知人)(『週刊女性』2008年4月8日号)。
- ・地元の小・中学校卒業後、工業高校に進学し電機科で学ぶ。卒業後は自動車部品等の製造会社に就職したが、高校時代からやっていたバンドをやりたいという理由で4年くらいでやめる(1歳下の幼馴染み)(『週刊新潮』2008年3月27日号)。
- ・Fが近所と疎遠になった原因は借金。Fの両親が店の経営に失敗し、消費者金融から借金し、何 千万もの借金を抱えた。その後家族が総出で働きに出るようになり、近所付き合いはなくなる。F は1人で家を離れた(近所の主婦)(『週刊女性』2008年4月8日号)。
- ・親戚と揉めだしたのは金の貸し借りが原因(『週刊新潮』2008年3月27日号)。

○Mの成育歴関する情報

・Mの両親は教師。家出同然で結婚した。Mの家庭も複雑(近所の主婦)(『週刊女性』2008年4月8日号)。

ウ)事件の経過

a. 事件発覚までの経過

Fの前妻が妊娠して実家に戻っているときにFはMと不倫し、2003年頃に前妻と離婚した後、Mと再婚(近所の主婦)(『週刊女性』2008年4月8日号)。2人いた子どもは前妻が引き取った(『週刊新潮』2008年3月27日号)。Fは電気工の仕事をやめ、その後も仕事をせず、実家の離れに引きこもりがちになり、生活費は両親に頼っていた(『朝日新聞』2008年3月11日)。

地域、親族間でも、孤立している一族であったよう(『週刊新潮』2008年3月27日号)。親戚でさえも、実姉が生まれたときにようやくFとMが結婚したことを知り、最近の様子も知らなかった(『週刊新潮』2008年3月27日号)。地域では、F一家とはこの辺りでは誰も付き合いがなかったという。亡くなったFの祖父は宗教に入れ込み、Fの父親は職を転々とし、地域の共同作業にも出てこなかった(『週刊新潮』2008年3月27日号)。また、FとMについて、「少なくとも1年以上仕事はしていなかった。かなり以前パチンコ屋でFをよくみかけた。そこで働いているのかもという話もあったが、実際には夫婦で入り浸っているだけだった」という情報もあった。

自宅のガラス戸には内側から布を張り、障子は破れ放題、家の中は足の踏み場のないほど荒れ放題。 まるで廃墟のようで、とても乳児がいるとは思えなかったという(『週刊新潮』2008年3月27日号)。

双子が生まれたことを知る人はあまりなく、周囲にF、Mの育児生活を知る人は少なかった。

Mは、双子の兄弟を出産後、隣県の実家で一時過ごしていた。1か月後、離れに戻ってきた直後から、

Fは双子(生後1か月)に暴力をふるうようになった(『朝日新聞』2008年3月11日)。あごをつかんで壁にたたきつける、かかとで胸を踏みつける、タオルです巻きにして投げる、「バンジー」と称し、1メートル以上の高さから本児の足を持ち上げ、ぶらぶらさせた上、そのまま繰り返し床に落とすなどの暴力を繰り返していた(『朝日新聞』2008年3月14日)。このときから、本児の大腿骨、肋骨が骨折したまま放置されていた(『asahi.com』2008年3月14日)。

また、発覚直前、Mは双子がぐずって母乳を飲まなかったり、泣き止まなかったりすることで子育 てにストレスを感じ、本児の胸部、腹部に赤いペンで「死ね」「ブタ」と落書きをしていた(『読売新聞』 2008年3月11日)。

犯行動機としては以下の報道があった。F、Mともに実姉に手がかかるので、双子の兄弟には「生まれてきてほしくなかった」(『朝日新聞』2008年3月14日)、「姉が生まれた後、すぐに双子を妊娠し、双子はいらなかった」。Fは「イライラしたときや子どもが泣き止まないときに殴った。どうなってもいいと思っていた」と事件後に供述している。双子の実兄に比べ本児への暴行が激しかった理由として、Fは「兄はおとなしいが、本児は泣き止まない。鬱陶しかった」と供述している(『朝日新聞』2008年3月11日)。

またFは、Mの両親に対する不満が強く、ストレスがたまっていたという。Mは「夫の暴力を止められなかった」「(自身も)8回くらい平手でたたいた」とも供述している(『産経ニュース』2008年3月11日)。

b. 事件の発覚

2008年3月9日早朝、本児が息をしていないのに下が気づき、「子どもの様子がおかしい」と病院に連れて行った。病院に到着したとき、本児は意識不明の重体で、左右の大腿骨や肋骨11本などが折れており、そのまま入院となった。病院は虐待の疑いがあるとして警察に通報した。同様の虐待を受けた実姉、双子の実兄は児童相談所に保護された。

c. 逮捕・起訴

事件発覚翌日の2008年3月10日、F、Mは次男への殺人未遂容疑で逮捕され、2008年3月29日には、双子の実兄への殺人未遂容疑で再逮捕された(『朝日新聞』2008年3月20日)。再逮捕時、F、Mともに「暴行を加えたが、殺すつもりはなかった」と殺意を否認していた。2008年4月18日、F、Mを傷害罪で起訴。F、Mはこの時点でも殺意を否認していた。

意識不明の状態が続いていた本児が、7月に入院中の病院で死亡したことで訴因を傷害罪から傷害 致死罪に切り替えた。地検は暴行後にミルクをあげるなど、育てる意思があったこと、通報している ことから「殺意までは認定されない」と判断し、傷害致死罪を適用した。

地検によると、暴行はFが主導、Mも同じように虐待をしていた。凶器は用いていなかった。F、Mは暴行を認め、「泣き止まない、ミルクを飲まない。子育てのイライラが抑えきれずにやった。殺すつもりはなかった」「子育てのストレスが抑えられずにやった」と起訴事実を認めた上で、「かわい

そうなことをしてしまった」と話した(『読売新聞』2008年4月19日)。

ア)公判

公判開始時、双子の実兄は乳児院に入所していたが、病院と施設を行ったり来たりしている状態であった。時折意識が安定し、笑顔も見せたり、刺激に反応したりすることはあるが、成長しても脳に重い障害が残るため、介護なしの生活は難しいと報道されていた(『朝日新聞』2009年1月23日)。

a. 初公判 2009年1月22日(『朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』2009年1月23日)

Fは「揺さぶったり、放り投げたりしたことはない。なぜ死んだのかわからない」など暴行と死亡との因果関係を否認し「傷害罪にとどまる」と主張、Mは「夫に暴力をやめるように言った」などと共謀関係を否認、また自身については暴行罪を主張した。

検察側は冒頭陳述で、虐待は主に下が繰り返し、Mも止めることはなかったと指摘。「2人は子育てのストレスなどから暴行をはじめ、次第にエスカレートし、長期間、虐待を繰り返した。互いの虐待を目撃しながら、真剣に止めたこともなく共謀関係が成立する」とした。虐待を再現した実況見分の写真を画面で示した上で、動機について下は「泣き声を疎ましく思った。育児をしないMに不満があり、Mも(双子を)ストレスの発散の対象としていた」と述べ、「手分けして暴力を振るうこともあった」と共謀関係を強調した。

一方、Fの弁護側は「過って床に落としたり、踏んだりしたことはあった」などと、故意の暴行ではなく過失傷害であると主張。本児が死亡した結果責任は認めるものの、「暴行との因果関係はわからない」と指摘した。「低酸素脳症は、のどに吐しゃ物が詰まって起きた可能性がある」と強調した。

Mの弁護側は「2人が示し合わせて虐待した事実はなく、共謀は成立しない」と主張し、「MはFを恐れ、止められなかった」とした。またミルクを飲まないことにいらだち、平手で顔面や尻をたたいたことは認めたものの、「暴行罪にとどまる」と起訴事実を否認した。

次回の公判では、SBSに詳しい医師が証言台に立ち、これまでの症例などから双子への暴行がSBS にあたるかを証言する見込みと報道された。

b. 証人尋問 2009年3月12日(『奈良新聞』2009年3月13日)

12日の公判の証人尋問で双子の容態をみた脳神経外科医が「自然落下では起こりえない症状」と証言した。くも膜下血腫が双子の脳の広範囲を占めている状態をCT画像などで説明した。

※本報道記事ではSBSであったかどうかの結論は明らかにされなかった。

c. Mの論告求刑公判 2009年3月25日(『朝日新聞』『読売新聞』2009年3月26日)

検察側は「被害結果があまりにも悲惨。反省の色もみられない」としてMに懲役13年を求刑した。「Fを止めようとした」と共謀関係を否定しているMの主張に対し、検察側は論告で「傷をみても病院につれて行かなかったのは、Fの暴力を容認していたから。M自身も暴力を振るっていた」と、Fを主

犯格としたが、「暴行を止めるどころか、一緒に虐待を繰り返した」として、Mの犯行の悪質性を指摘した。

d. Fの論告求刑公判 2009年3月26日 (『朝日新聞』 『読売新聞』 『奈良新聞』 2009年3月27日)

検察側は「悲惨な結果を引き起こした暴行のほとんどが被告によるもの。Mの両親を憎んでいたという動機も身勝手極まりない」「2か月以上の長期にわたって虐待を加え、自らのストレスのはけ口にするなど、身勝手な犯行。反省の態度もみられない」として懲役20年を求刑した。また、検察側はMとの共謀が成立することを主張、「共同して乳児を暴行する意思があった」と述べた。

弁護側は、一部の暴行について妻であるMが誇張して述べているにすぎないとして否認し、本児の死亡についても暴行との因果関係を否定した。弁護側は「のどに吐しゃ物が詰まって起きた可能性もあり、暴行との因果関係は不明のまま」と改めて主張し、刑の軽減を求めた。

Fは最終陳述で「何の罪もない子どもたちの未来をうばってしまったことは悔やんでも悔やみきれない。一生かけて償いたい」と述べた。

e. Mの最終弁論 2009年4月16日 (『朝日新聞』 『読売新聞』 2009年4月17日)

弁護側は、Fの暴行を制止したこともあったとして改めて共謀関係を否定。Mは「母親として何もしてあげられなかった。本当にごめんなさい」と述べた。弁護側は「ミルクを飲んでほしくて、たたいただけ。長期の刑は親子関係の構築を不可能にさせる」として、執行猶予つきの判決をもとめた。

f. Fの判決 2009年5月12日 (『朝日新聞』 『読売新聞』 2009年5月12日、5月13日)。

Fに懲役12年(求刑懲役20年)の判決が言い渡された。裁判長は犯行当時、FはMの実家との関係が悪化していたことでいら立ちが高じ、Mの養育態度に対する不満も重なっていたが、「妻の実家や妻に対する不満のはけ口を子どもに向けるなど、身勝手極まる犯行動機。親としての資格は全くない」「感受性の欠如は顕著であり、親としての資格は全くない」「子どもの将来を奪うなど責任は非常に重い」と述べた。またのどの吐しゃ物については、「治療にあたった医師からは吐しゃ物があったとの証言はない」と退けた。

さらに、「生後まもなく、その欲求や感情は泣くことでしか表出することができないのに、これを 虐待の理由とされ、いわれのない暴力にさらされた」とし、「病院に搬送された段階では、やせてあ かまみれであり、全身に多くの擦過傷があるなど痛ましい状態にあった」と述べた。本児が生後8か 月で死亡し、双子の実兄は奇跡的な回復を遂げたものの、精神や身体に重度の障害が残る可能性が大 きいことに触れ、「幼い子どもの将来を奪い、あるいはその可能性を著しく狭めた刑事責任は非常に 重い」と断じた。

一方でFが自らの行為を悔い、反省している点や、Fの両親が社会復帰の支援を約束している点など、 酌むべき事情にも言及した。「求刑より低い刑にしたが、子どもの将来を奪った刑事責任は重い。被 告が社会復帰後、残された長女や長男がどうなっているか・・・」と問いかけるように述べると、F は黙ってきいていた。

※この後、Fは控訴したと報道された(『読売新聞』2009年6月11日)が、その後の情報は今回得られなかった。

g. Mの判決 2009年6月10日 (『朝日新聞』 『読売新聞』 2009年6月11日、12日)

Mに懲役8年(求刑懲役13年)の判決が言い渡された。裁判長は両親の共謀関係を認定し、「夫がストレスのはけ口として暴行を加えるのを傍観するなど、親としての愛情が感じられない」「親の資格は全くなく、泣くことしかできない子どもにいわれなき暴力をふるった責任は非常に重い」とした。Mは「Fの暴行を止めようとした」と共謀関係を否定したが、裁判長は、Fが暴行を主導したとする一方、「Fの暴行を間近で見ていたMは双子がケガをしているのを知りながら、真剣に夫を制止することもなく、傍観し本児の状態が急変するまで多少の手当てをした以上の処置をとらなかった」「M自身も本児の体に落書きするなど粗雑に扱い、積極的に暴行を加えた」と指摘。「黙示の共謀が成立する」と主張を退けた。

一方、裁判長は、Mの暴行への関与がFよりも低く、自分の行為を悔い、両親が社会復帰の支援を 約束している点など酌むべき事情にも触れた。

Mは判決言い渡しの際、兄弟が肋骨骨折や脳出血、低酸素脳症などに陥ったと指摘されると、鼻をすすり、目頭を手でおさえた。弁護側は控訴について「Mとよく相談して決める」とした。

検察側は公判で、虐待の増加傾向に触れ「虐待根絶に司法も最大限の努力をすべきだ」と強調していたが、地検幹部は「求刑も以前の同様の虐待事件と比べ重くなっている」と打ち明けた(『読売新聞』 2009年6月12日)。

(2) 事件へのコメント

事件発生時

◎藤掛永良(臨床心理学、元奈良女子大学)

「周囲とあまりつきあいがなかったという点から、逮捕された両親には周囲と疎外感があり、子育 てのしんどさを分かち合える人がいなかったのではないか。同じ敷地内に家族が住んでいて物理的 な距離は近くても、心理的に近くに感じているとは言い難い。一般的には、両親に疎外感や無力感 が内包していると、環境への敵意が子どもに向けられる傾向にある。都市部と違い、結束力が強いようにみられる地域でも、あまりに身近すぎて相手に悩みを明かせない面もある」(『朝日新聞』 2008年3月11日)。

事件発生後

◎加藤曜子 (流通経済大学)

「虐待の要因は親が子どもを出産する前から始まっている。養育について悩んでいる親も多く、行政が何らかの仕掛けを考えなければならない」(『読売新聞』2008年6月18日)。

初公判時

◎岡本和美(小児科医・県医師会理事/奈良県児童虐待等調査対策委員・副委員長)

「行政ですべてをカバーするには限界がある。地域の子育てサークルに対する支援など現場のニーズにあった支援が必要だ。産科医と小児科医、自治体の連携も不十分。行政の一方通行ではなく、相互の連携を密にする必要がある」(『朝日新聞』2009年1月23日)。

判決時

◎管轄児童相談所所長

「虐待をする保護者らはしつけと認識していることが多く、何度も説得を続けなければならないケースも多い」「親としての未熟さや、経済的に不安定な生活が続くことなどによって、虐待に向かうさまざまな要因を抱え、解決を困難にしている」(『読売新聞』2009年6月12日)。

◎管轄児童相談所・子ども支援課長

公判の傍聴を続け、「家族や地域に相談できる相手がなく、孤立していたことが一番大きかったと感じた。相談できる場所があることをもっと知ってほしい」と話した(『朝日新聞』 2009 年 6 月 12 日)。

◎藤掛永良(奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」代表)

「虐待が起きた場合、早期の発見が最も重要」とし、事件では3か月以上、家族や周囲の住民らが気づかなかったことから「虐待防止と早期発見の両面で地域社会が親を孤立無援にさせないための子育て支援が求められる」とした(『読売新聞』2009年6月12日)。

(3) 事件を踏まえての波紋・展開

ア) 奈良県の取り組み

事件発覚2日後の2008年3月11日、奈良県は「奈良県児童虐待等調査対策委員会」を4月に設置し、 予防対策を強化することを発表した。

県知事(当時)は「全国に比べて相談件数の増え方が急だ。委員会で原因を調査して対策を講じたい」 (『朝日新聞』2008年3月13日)、「相談に来る人は増えているが、来ない人も増えていると推察できる。 保護者が加害者になるケースなどをどう救い出すかが課題」とした(『読売新聞』2008年3月13日)。

委員会では県内の虐待事例を検証し、提言を行った。どういった要因が虐待につながっているのか、 またどのように軽減し支援を届けるかという点を明らかにすること、また奈良県の取り組みの現状、 要保護児童対策地域協議会の設置が立ち遅れていることの背景を明らかにするという目的のもと調査 が行われた。

委員会は本事件を受けて、2007年度に県内の全市町村と、2か所の県子ども家庭相談センター(児 童相談所)で受けた1228件の児童虐待相談について、2008年5月に「児童虐待個別ケース調査」を実 施した。その中で虐待者や虐待された子どもの「年齢」「地域社会との接触」「経済・就業状態」など約20項目についてデータ化した。その上で内容を分析、協議し、支援のための課題、提言、緊急提言をまとめた報告書を、事件発生6か月後の2008年9月に公表した。

報告書では、虐待の早期発見の重要課題として、「孤立化防止」「理解と発見」「通告の周知」「職員体制の充実」「情報共有と連携」「総合的支援」「深刻な虐待への対応」の7項目を提示した。

緊急提言として、児童相談所に対しては、「子ども家庭相談センター(児童相談所)の機能強化」「市町村支援専門チームの設置・派遣」「市町村職員、関係者への研修会の充実」「児童虐待への理解と通告の周知徹底」を、市町村に対しては「乳幼児家庭への全戸訪問」「要保護児童対策地域協議会の設置と機能の強化」「市町村児童虐待相談体制の充実」が提示された。

以上のような提言がなされたが、一方で以下のような現状も報道された(一審開始時の報道)。「提言は市町村に対し、乳児のいる家庭の全戸訪問も指摘したが、財政・人員難という課題が立ちはだかる。奈良市は、市子育で課の家庭児童相談員2人が、虐待相談に対処している。市内の新生児は毎年約3千人。『全戸訪問は検討中だが、(健診を検討している)健康増進課と子育で課のどちらがやるかも決まっていない。担当者の人数の問題もある』。大和郡山市は、新生児の生まれた家庭に出生連絡カードを送付。返信のあった家庭に保健師らが連絡し、面談を希望した家庭や必要と感じた家庭に訪問している。しかし、担当職員や保健師らは年70件ほどの相談も抱え、『(新生児の)6割をカバーするので手一杯。すぐに全戸訪問は厳しい』ともらす」(『朝日新聞』2009年1月23日)。

イ) 事件の経過

2003年頃	F、前妻と離婚。子どもも2人いたが前妻が引き取る。Mとの婚姻時期不明。
2005 - 2006年	F失職。引きこもりがちになり、生活費は両親に頼る。
2007年12月ごろ	Fが双子(生後1か月)に暴力をふるうようになる。MはFの暴力を止められなかったという報道もあるが、Mも叩いていたとのこと。
2008年2月下旬頃	F、双子の両足をもち、床に落とすことを繰り返す。本児の大腿骨、肋骨が骨折したまま放置され歪んでいた。
2008年3月頭	M、「子育てにストレスを感じ」、本児の胸部、腹部に赤いペンで「死ね」「ブタ」と 落書き。
2008年3月9日	早朝、本児が「息をしていない」ことにFが気づき病院へ連れて行く。病院が虐待を 疑い、警察を通じて通報。実姉、双子の実兄とともに児童相談所が保護。
2008年3月10日	F、M、本児への殺人未遂容疑で逮捕。
2008年3月11日	双子の実兄、脳内出血の疑いが強いとして緊急入院。また当初十数か所とみられて いた傷跡も新たに多数の傷跡が確認された。
2008年3月12日	奈良県は児童虐待等調査対策委員会を4月に設置することを発表。予防対策を強化することを明らかにした。
2008年3月17日	4月1日に改正児童虐待防止法が施行されることに合わせ、「児童虐待業務担当者会議」 が、県警本部で開かれる。
2008年3月29日	双子の実兄への殺人未遂容疑でF、Mを再逮捕。2人は「暴行を加えたが、殺すつもりはなかった」と容疑を否認。
2008年4月11日	児童虐待等調査対策委員会発足。

2008年4月18日	F、Mを傷害罪で起訴。F、Mともに殺意を否認。地検は「殺意までは認定されない」 と判断。
2008年6月9日	児童虐待等調査対策委員会2回目の会議。
2008年7月4日	意識不明だった本児が病院で死亡。訴因を傷害致死罪に変更。
2008年9月1日	児童虐待等調査対策委員会、緊急提言を盛り込んだ報告書をまとめる。これを踏まえ、 県や市町村は今後、早急に対策に取り組んでいく。
2009年1月22日	初公判。Fは暴行と死亡の因果関係を否認。Mは共謀関係も否認。
2009年3月13日	証人尋問で双子の容態をみた脳神経外科医が「自然落下では起こりえない症状」と 証言。
2009年3月25日	M 論告求刑公判。懲役13年を求刑。
2009年3月26日	F 論告求刑公判。懲役20年求刑。
2009年4月16日	M最終弁論。
2009年5月12日	F判決。懲役12年(求刑懲役20年)。
2009年6月11日	M判決。懲役8年(求刑懲役13年)。
(年月不明)	F控訴。

(4) 文献

奈良県児童虐待等調査対策委員会(2008年)児童虐待等調査対策委員会報告書

(相澤 林太郎)